

議案第 6 4 号

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 7 日 提出

嘉麻市長 赤 間 幸 弘

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）の施行に伴い、条例に所要の改正を行うため、提案するものである。

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年嘉麻市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び同条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長及び教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 に次のように加える。

1 0 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 中

「

1 市長	嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教
------	---	--

		職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療に関する

		給付の支給に関する情報（以下「重度障がい者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	嘉麻市ひとり親家庭等	医療保険給付関係情報

	医療費の支給に関する 条例による医療費の支 給に関する事務であつ て規則で定めるもの	であって規則で定める もの
		嘉麻市子ども医療費の 支給に関する条例によ る医療に関する給付の 支給に関する情報（以 下「子ども医療給付関 係情報」という。）で あって規則で定めるも の
		重度障がい者医療給付 関係情報であって規則 で定めるもの
		地方税関係情報であつ て規則で定めるもの
		生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法 律（平成6年法律第3 0号）による支援給付 又は配偶者支援金（以 下「中国残留邦人等支 援給付等」という。） の支給に関する情報 （以下「中国残留邦人 等支援給付等関係情

		報」という。)であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		戸籍法（昭和22年法律第224号）による戸籍の記載情報であって規則で定めるもの
3 市長	嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療給

		付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であ

	成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 7 7 条による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	って規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	昭和 2 9 年通知に基づく外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であって規則で定めるもの 国民年金法等の一部を

		改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって

		規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		嘉麻市営住宅条例（平成１８年嘉麻市条例第１４３号）、嘉麻市特定公共賃貸住宅条例（平成１８年嘉麻市条例第１４４号）又は嘉麻市単身者賃貸住宅条例による住宅使用料の徴収に関する情報（以

		下「住宅使用料関係情報」という。)であって規則で定めるもの
8 市長	嘉麻市単身者賃貸住宅条例による単身者賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

1 市長	嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に
------	---	---

		よる医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「重度障がい者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情

		報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「子ども医療給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		重度障がい者医療給付

		関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法

		(昭和 3 5 年法律第 3 7 号) にいう知的障害者に関する情報 (以下「障害者関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		戸籍法 (昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号) による戸籍の記載情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条による地	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

7 市長	域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	昭和 29 年通知に基づく外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附

		則第 9 7 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		嘉麻市営住宅条例（平成１８年嘉麻市条例第１４３号）、嘉麻市特定公共賃貸住宅条例（平成１８年嘉麻市条例第１４４号）又は嘉麻市単身者賃貸住宅条例による住宅使用料の徴収に関する情報（以下「住宅使用料関係情

		報」という。) であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	嘉麻市単身者賃貸住宅条例による単身者賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表に次のように加える。

1 5 教育委員会	嘉麻市就学援助費交付認定規程による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
-----------	--	----------------------

別表第3に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定め	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	るもの		
--	-----	--	--

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 2 9 日から施行する。

議案第 6 4 号参考

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現行
略 （個人番号の利用範囲） 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、<u>市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び同条第 1 項に規定する準法定事務とする。</u> 2・3 略 <u>4 市長及び教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>5 略</u> 第 5 条・第 6 条 略 附 則 略 別表第 1 （第 4 条関係）	略 （個人番号の利用範囲） 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務<u>及び市長</u>又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。 2・3 略 <u>4 略</u> 第 5 条・第 6 条 略 附 則 略 別表第 1 （第 4 条関係）

改正後

機関	事務
略	
9 市長	略
10 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支

現行

機関	事務
略	
9 市長	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支

改正後				現行			
			給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの				給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの				嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「重度障がい者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの				嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「重度障がい者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情				地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情

改正後				現行			
			報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの				報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの				生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの				住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの				医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2	市長	嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「子ども医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	2	市長	嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「子ども医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
							重度障がい者医療給付関係情報であって規則で定

改正後				現行			
			重度障がい者医療給付関係情報であって規則で定めるもの				めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの				中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年				身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又

改正後				現行			
			法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの				は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの				住民票関係情報であって規則で定めるもの
			戸籍法(昭和22年法律第224号)による戸籍の記載情報であって規則で定めるもの				戸籍法(昭和22年法律第224号)による戸籍の記載情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			子ども医療給付関係情報であって規則で定めるもの				子ども医療給付関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	3	市長	嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	ひとり親家庭等医療給付関係情報であって規則で定めるもの
			ひとり親家庭等医療給付関係情報であって規則で定めるもの				ひとり親家庭等医療給付関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則				中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則

改正後				現行			
4 市長			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの				障害者関係情報であって規則で定めるもの
			障害者関係情報であって規則で定めるもの				住民票関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの				
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				
	4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの				中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				
5 市長	5 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの				中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				
	6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第23号）第77条による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第23号）第77条による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの

改正後				現行			
		の	等関係情報であって規則で定めるもの		のもの		
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	7 市長	昭和29年通知に基づく外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第23号）第77条による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの			母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
			障害者関係情報であって規則で定めるもの			特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であって規則で定めるもの	
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第	
7 市長	昭和29年通知に基づく外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの				
			児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの				
			母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの				

改正後				現行			
			て規則で定めるもの				1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの
			国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの				母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの				児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの				介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
			児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

改正後				現行			
			で定めるもの				特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの				
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの				中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの				嘉麻市営住宅条例（平成18年嘉麻市条例第143号）、嘉麻市特定公共賃貸住宅条例（平成18年嘉麻市条例第144号）又は嘉麻市単身者賃貸住宅条例による住宅使用料の徴収に関する情報（以下
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅				

改正後				現行			
			費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの				「住宅使用料関係情報」という。)であって規則で定めるもの
			嘉麻市営住宅条例（平成18年嘉麻市条例第143号）、嘉麻市特定公共賃貸住宅条例（平成18年嘉麻市条例第144号）又は嘉麻市単身者賃貸住宅条例による住宅使用料の徴収に関する情報（以下「住宅使用料関係情報」という。）であって規則で定めるもの	8	市長	嘉麻市単身者賃貸住宅条例による単身者賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報であって規則で定めるもの
							障害者関係情報であって規則で定めるもの
				略			
				14	市長	略	
8	市長	嘉麻市単身者賃貸住宅条例による単身者賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの				
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				
			障害者関係情報であって規則で定めるもの				
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				
略							

改正後

14	市長	略	
15	教育委員会	嘉麻市就学援助費交付認定 規程による就学の援助に 関する事務であって規則で 定めるもの	住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
5	市長	略	
6	市長	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	教育委員会 住登外者宛名情報で あって規則で定める もの
7	教育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	市長 住登外者宛名情報で あって規則で定める もの

現行

略			
5	市長	略	

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
5	市長	略	